

終報内第三三五號

發

終報五部

昭和二十一年九月二十六日

擔任

嬉野事務官

總務課

課

情報 総務課復員班、仙崎上陸地支局注意 一般

(註) 基本指令の修正

引  
物  
輸  
送  
に  
關  
す  
る  
件

A P O 五〇〇 一九四六年九月十日

A G 三七〇〇三 (九月十日) - GO (S O A P I N) 一九二七一七

總司令部發日本政府察覺書へ終報由一

ア一九四六年五月七日附總司令部發報 A G 三七〇〇三 (五月七日) - GO

(S O A P I N) 一九二七一七 (前) 件に關する修正の件参照

母前 (第一) 项參照覺書中左記の諸項を取消し新表として添付した處  
貢を以つて之に代へる

第一頁 (一九四六年七月九日修正)

附錄第二

第二頁 ( )

1018

第二頁（一九四六年七月一日修正）

附錄

第一頁A（一九四六年六月三十日追加）

第二頁

第三頁

第四頁（一九四六年六月三十日修正）

第五頁

第六頁

第一頁

第二頁（一九四六年六月三十日修正）

第三頁A（一九四六年七月二十日追加）

第四頁（一九四六年七月十二日修正）

第二頁

三、新規の語彙を入れた追加表題は別紙を施す。

總司令官に代り

高級顧問 ターレン

監

附錄第六

第五

第三

1019

附表十五枚添付（左記）

附表第一 - 第一頁（一九四六年九月十日修正）

附錄第二

第二 - 第二頁（）

第三 - 第一頁（）

第四 - 第二頁（）

第五 - 第三頁（）

第六 - 第四頁（）

第七 - 第五頁（）

第八 - 第六頁（）

第九 - 第一頁（）

第十 - 第二頁（）

第十一 - 第二頁（）

番十二 - 第四頁（）

第十三 - 第四頁A（一九四六年九月十日追加）

第三

1020

附表第十四 - 第二頁（一九四六年九月一日修正）

第十五 - 第二頁A（同上）

追加

附表第十六

（以上）

1021

引揚に關する覺書附錄第二

引揚者の手續の爲日本に於ける受入事務所

一引揚事務を處理することを日本政府によつて任命された厚生大臣

は次のことを行ふ

・給養、通稅、輸送、身体檢査、旅費及復員に關して日本政府の諸  
官廳と協力し且本船八事司令部と連絡するため中央官廳を設置  
すること

・左のことを行ふために指定された諸港（第二項も参照）に受入事

務所を設置し且運営すること

①海外より日本内地に歸港する全ての日本引揚者を受け入れ、手  
續し、世論し、送送すること

②附錄第三に英の大綱を示したように非日本人を集合し、手續し、  
當局し且衆結連すること

。その連絡と、受入事務所監督に任ずる地方の聯合軍當局との連絡の保持に在するため、各上陸地支局に在住の長官を指名することと、受入事務所、所在地、性格、並に能力の記載せしめ且此等の文局のみが引揚の目的に使用されるものである。

卷之三

卷之四

(第一回)

第一回

(一九四六年九月十日改正)

(S O A P L N - 一九三七 / 三及七)

浦賀五〇〇〇

一五〇〇

×正規に認定された引揚船舶以外の方法によつて、日本本土外の地域から日本に入國すると認めらるる者の手續の爲

爲

××出發する琉球人のみのために

×××假島、大竹、宇品を含む

b 施設費  
×××××××<sup>サ</sup> 日歸の報告では開が出来るよう用意された遊客状態

前述の人員の引揚者を受け入れ、手續し且還送するため前に指定した各港には適當な施設を設けらるべきものである。此等の内には當海に必要な健康診断、檢疫所及隔離病院等に對する場所並に食糧、被服及醫務材料の爲に必長を貯藏所を含むものである。

厚生大臣は此等の施設の爲に必要な場所の指定の爲ア米大人連司  
令官と打合せをなすものである

c  
醫務上の手續

前に指定された諸港に開設された適切な検疫所と隔離病院は附錄  
第五に規定された手續に従つて運營さるべきものである

五、各上陸地支局の設置、組織及運営は上陸地支局の位置する地區を管  
理する聯合軍指揮官の監督下に置かるべきものである

（一九四六年九月十日改正）

（S U A P I N 一九三七／三及四）

引揚に關する覺書へ五月七日附一前錄第三

AG 2005 號一

日本より並日本に對する引揚

第一部 一般計畫

日本より並日本に對する引揚を規定する次の現用計畫は聯合軍總司令部より別に指示あるまで有效である。

全計畫は引揚地の利用價值と利用しえべき船舶並鐵道の輸送能力に應じて引揚地を通過する引揚民の流れを軸心として運用せらる。

本計畫に於ては引揚希望を届告した非日本人で引揚完成に對する日本政府の訓令に應ぜざる者は引揚の特權を喪失し將來の如何なる引揚計畫にも考慮せられない。

日本政府は此等の人名簿を整備すること。一九四六年五月三十一日現在の名簿登載人數を一九四六年六月二十五日以前に總司令部に報告すること。爾後は月報を以て前月の分を翌月十日に又は十

日頃に提出すること

前述第八項の例外を止むを得ざる事情により日本政府の引揚計  
画に應じ得られない家族の場合には認める。然しぬ何なる場合に  
於ても此等の引揚が一九四六年十二月三十一日より後れることは  
許されない。爲し得る限り此等引揚民の直接の家族を一単位と見  
做し且つ一単位として輸送すること。一家族の者が引揚の特權を  
喪失せざる限り。一止むを得ざる事情の爲に引揚計畫に應じ得ら  
れない者は前述第八項に指示された報告内に含ましめないこと  
次第の引揚地は日本を退去する非日本人引揚民の處理に使用せらる  
主として朝鮮人の處理に

鹿児島及佐世保　主として現在九州に居住する琉球人の處理に  
吳地頭及名古屋　主として鹿児島及佐世保を經由せざる琉球人

不處生者は次の處置を取ること

の處理に

- a 前述第2項の各引揚地は次記の如く爲し得る限り出國引揚民を以て常に充満する如くすること
- b 提供せられた船舶輸送計畫を細密に検討し且つ次記に關し適當なる處置を講ずること
- (1) 引揚地が混雜せざること
- (2) 朝鮮及琉球港行の引揚船には爲し得る限り同地行引揚民を滿載すること
- c 入國引揚民は處埠完了後二十四時制内に引揚地を移動する如く所要の輸送準備をすること
- d 韓國希望の非日本人を本計畫の係項に基き移動の指示あるまで現住所に固定する如く統制を加ふること
- e 現用引揚地は引揚民の實際の處理並檢疫に必要とする以外は休宿の爲使用を禁すること
- f 日本政府は次の行動を修正する船舶輸送計畫を提供せらるる旨

日本商船並海軍船舶、日本仕立ての「リバティ」船、LSTに就ては日本商船運營會當局者により  
米國側仕立のLST其の他の聯合國船舶に就ては聯合國最高司令官により

官により

5. 非日本人引揚列車に乗車する衛兵に就て

a. 聯合軍地方軍事當局に對しては引揚地に輸送する非日本人的特別  
引揚列車の全部に聯合軍衛兵を乗車せしむる様指令した。~非日

本人引揚者の乗車する客車一輛に付二名の割にて~

b. 日本政府は地方政府當局者に對し次の件を指令すること

(1) 聯合軍地方軍事當局に對し上述特別列車に對し衛兵の配當を要  
求すること。各要求には次の情報を含むこと。

(a) 輸送せらるべき非日本人引揚者數

(b) 右專用列車の車輛數

(c) 列車の總載量・總噸行先

(2) 右地方軍事當局に對する要求は聯合軍が命令を下し且衛兵を乗車せしむるに十分なる時間がある頃く申出ること

(3) 此等衛兵用として全旅行間を通じ爲し得る限り他の公用聯合軍將兵用の車を使用することなく之をなし得る場合は適當なる寝臺車又は一等客車を準備すること。例外的の場合にて二等車を代用すること。車は清掃しあること

どれ等の客車を使  
用し得る時は

(4) 列車の運行計画に變更ありたる場合は機を失せず完全精確なる情報を適宣の地方軍事當局に提供すること

日本政府は又地方政府當局に對し次の件を指令すること

(1) 車両前に出國非日本人引揚者を群長を附する群に編成することと  
(2) 超滿員とならぬ様注意すること  
(3) 緊の發せたる乗下車を體保すること

## 6. 統制

a. 日本政府は引揚地の代表者に對し次の件を指令すること

(1) 出國非日本人引揚民を乗船前群長を附する群に編成することと

(2) 此等乗船中の群に對し日該及衛生法を遵守する様訓令を徹底すること

(3) 群の秩序ある乗船を確保すること  
輸合會社立の船舶の船長に對し乗船者の個人名及群長名を記せらる名簿を提出すること  
日本地方當局官吏は引揚者が在日間及日本船に乗船間は引揚者の統制に關し利用し得べき凡ゆる法定上の規則を利用すること

## 第二部 朝鮮より及朝鮮に對する引揚

7. 文の計畫は朝鮮民の引揚を規定する

イ 告白 船舶送

引揚船船は毎日博多より釜山行朝鮮人四〇〇〇名を乗船せしむる  
加く配船せられてゐる。右船舶は空船のまま日本に歸還せしむる

所要の如きに応じ日本人を朝鮮より佐世保に輸送する様計畫せらるるであらう。

#### 9. 日本港を通過する朝鮮民の處理

a. 現在日本に在る朝鮮民へ當て北緯三八度以南に居住せし者一の引揚は前述第八項aに述べたる場合を除き一九四六年十一月十五日に又は十五日までに完了せしめる。次の件を示す報告を一九四六年十一月三十日までに聯合軍總司令官に提出すること。

- (1) 一九四六年十一月十五日前に引揚げながつた朝鮮人で尙引揚の特權を喪失せざる者へ第八項a参照の家族毎の名簿
- (2) 第九項a(1)關係各家庭の博多引揚地に對する凡そ引揚可能日、但し如何なる場合も一九四六年十二月三十一日以後に後れる引揚は許されない。

b. 引揚を希望する全朝鮮民が日本を撤退するか引揚特權を喪失するまでは第八項a規定の如く釜山に對する鮮人の船舶輸送は繼續する。

10.

朝鮮より日本に到着する日本人引揚者は附錄第五第3項(2)の規定により處理せらるる

11.

北緯三十八度以北の北鮮に引揚

北鮮への引揚は適當なる勘定が成立するまでは中止する、北鮮行豫定の朝鮮人は北鮮に引揚得る時期まで日本に留める

12.

朝鮮囚人の引揚

a. 日本帝國政府は朝鮮の民間の囚人が入獄の期間を終るまで又禁錮から正當に釋放されるまで日本より引揚させてはならぬ。これは宣告の輕減或は緩和に關し日本帝國政府の特權を少しも犯すものと解釋せらるべきではないのである。

b. 上記は聯合國最高司令部覺書の規定によるのである。覺書の番號は一九四六年二月十九日附「AGO一五」(一九四六年二月十九日)「S. (S. O. A. P. I. N. 七五七)」で其の標題は「朝鮮人及其の他の某外國人等に課せられたる刑の宣告の再審」である。

1.3 本計畫に基き朝鮮人が日本より朝鮮へ引揚ることを計畫し且實行する  
のは日本帝國政府の責任である此の責任を各種朝鮮聯盟或は協會等に其の全部或は一部を委任してはならぬ。

### 第三部 琉球諸島より及同諸島への引揚

1.4 左記計畫により日本より琉球本國に歸還する日本人の引揚を統制する

#### 1.5 琉球人の日本より引揚

a 一九四六年八月十五日に再び開始されたる琉球人の日本よりの引揚は一九四六年十二月二十六日以前に完了する

b 琉球人は聯合國最高司令部覺書に規定された方法及比率で集められ、手續をなし且乘船する其の覺書番號は 一九四六年七月二十四日附、AGO-O-一四三三一四六年七月二十四日一GO-HSOCAP IN-10-H-1 で標題は修正せる「日本に現存せる琉球人の引揚」

である

。琉球諸島に於て最初の下船港に到着する引揚者は更に彼等の郷里の島に歸還せしめる

16. 引揚者は琉球諸島行引揚船で鳥獸を輸送してはいけない

琉球諸島に居住せし日本人は善良なりしもののみ琉球諸島に歸ることを許される

17. 琉球諸島より日本人の引揚

日本人は一九四六年十月一日までは毎月一五〇名宛琉球諸島より引揚る、爾後は一九四六年十二月三十一日までに完了する様に前記により引揚を實行する

引揚に關する覺書附錄第五

醫學及衛生上の手續

一、厚生省は各國民の日本へ及日本よりの歸還に伴ひ必要を生ずる最少

限の左記醫學及衛生上の手續を實施するを要する。

a 全歸還者に對し行ふべき手續

- (1) 風及隔離を要する病氣（コレラ、ペスト、天然痘、發疹性疾患、黃熱、瘧病及炭疽熱）の患者及其の容疑者又は爾後感染し健康を害する虞れある傳染病の發見に對する醫學的検査
- (2) 感染の虞れなきに至る迄、隔離を要する病氣又は顯著な傳染病の患者又は其の容疑者の病院收容又は其の他の有效な隔離。此等の者を歸還者の搭乗する船舶又は列車に搭乗せしむることを禁止する。（3項参照）琉球人の歸還者は全部引揚船に乗船する前に六日間隔離するを要する。
- (3) 感染の虞ある種類の隔離を要する病氣に罹つた者の持續的監視

に對する適當な處置。暨晚は最後の接觸日から計算して該病氣の潛伏期間中繼續するを要する。左記潜伏期間を守るを要する。

天然痘一十四日、發疹至扶斯一十二日、ベスト一六日

黃熱一六日、コレラ一五日（3項參照）。

(a) 危險の程度に應じ、適當な處置とは監視下に行ふ抑留から前記の(3)項に記述した兩氣に曝らされた者が船客中に在

る旨入港國の責任ある統制機關に通告すること迄に亘つて居る。

(4) 聯合國最高司令官に依り承認せられた方法に依る左記の者に對する消毒へ DDT を用とす。樺太、千島、露西亞、滿洲、朝鮮、支那及他の他疫疹、扶斯の發生地とも又知られて居る地域から到着した者全部、其の他の地域から到着し風の傳染を受けたこと明瞭となつた者全部、又は途中前記の指定地域から來た者と接觸した者。消毒の中には此等の者の被服及手荷物並に傳染の

疑ある其の他の物品を含む。

(5) 豫防の處置

(a) 左記豫防接種を行ふこと

1. 天然痘豫防接種は國外への引揚者全部及一年以内に接種して居ない國內への引揚者全部に對し行ふこと。

2. 豊沃斯豫防接種は亞細亞本國へ旅行する引揚者全部及大ヶ

月以内に接種して居ない國內への引揚者全部に對し行ふこと。

3. コレラ豫防接種は春夏の間國外引揚者全部に對し行ふこと。

(b) 國外への引揚者の引揚進行を妨害する虞ある時被敵國の豫防

接種は最初の一回だけ引揚支局に於て行ふこと。但しコレラに對する二回の接種は適當な季節中各琉球人引揚者に對し行ふこと。

(c) 天然痘及コレラ豫防接種は適當な季節中實施済の旨記載した英文の證明書を引揚船に乗船する前各國外引揚者に携行せし

むること。

(6) 國際検疫法に基き必要な記録の保存。

⑥ 日本人の運営して居る船舶に對してのみ左記手續を探ること

(1) コレラが現に發生し又は風土病と思惟せらるゝ地域（亞細亞本國、臺灣及蘭領印度を含む）から到着した船舶に於ける咬性消毒に対する検査

(2) 咬性傳染病患者の發生した船舶又は存在する糞便量に依つて鼠數過大であると決定された船舶に對するシ酸ン化物、二酸化硫黃又は聯合軍最高司令官に提出し及豫め承認を受けて居る其の他の方法に依る燐蒸消毒

(3) 燐蒸消毒後發見された鼠全部の消毒又は燐蒸消毒を實施しなかつた船舶上又は陸上に於ける鼠に依る捕獲に對する検査

(4) 人員及其の財産並に鼠の傳染した虞ある船舶の部品の消毒（D Tを可とす）は勿論、水上投錨、波止場との隔離、鼠の監視

等を含む傳染病の傳播防止に適用し得る附加的な手段。D.D.T  
に依る消毒は一往復航海に一ヶ月以下を要する往復就航を實施  
して居る全船舶に對し毎月實施するを要する。一ヶ月以上を要  
する航海に就任しある船舶は

日本政府は日本人乗組の船長に對して前記(1)(8)又は感染地圖を通  
過し潜伏期間を経過せざる船客が乗船して居る時は之を登録する  
爲責任ある處理機關となるべきことを通告するを要す。尙本通告  
には直ちに所要の施設を實現し得ざる著明傳染病例へば結核等を  
包含せしめる。若し以上に該當しない場合は船長に於て傳染病の  
顧慮なき旨を報告する。

g 瘡患者は引揚を行はず。

### 二、引揚船に對する日本醫師の配當

a 支那上りの引揚に使用する日本人乗組のリバーナー船及L.S.T.船(病  
院船を除く)に對しては支那官憲の指令に依り日本人醫師を乗組

ませる。

右指定醫師は永續的に此等の引揚船に乗組むことになる。  
b 前記 2a 以外の日本人乗組船に對しては左記に依り永續的に醫師を  
指定す。

(1) 四日以内、一四日を含まずの航海を行ふ船には看護人二名とす。  
但し次記 2b (2) は此の規定に依らぬ。

(2) 四日又は四日以上の航海又は琉球人の引揚に從事する船には醫  
師一名看護人二名とす。

c 日本政府は S O A J A P 上り醫員の必要とする運航船舶の航程及  
船名の通知を受ける。

### 三、引揚コラ患者の離隔検疫處置

a コレラ感染港より引揚ぐる者が日本内地にコレラを入れぬ様に日  
本政府は直ちに左記の處置を行ふ。  
コレラ感染港は聯合軍最高司令官より「コレラ港」として指定せらる。

コレラ港よりの引揚船の乗船者中にコレラ患者無き場合。

(1) 六日以内の航海の場合の一ヶ月以内に接種せし乗組員（前記1項参照）を除き乗船者全員に對し一立方糧のコレラリクチンを接種し上陸せしむ。而して上陸者の取扱は平常の通とす。

一對一の標準で換算せられる兩替證券を安全なる保管所に收納する。其の取扱に關しては後日聯合軍最高司令官より指令せられる日本銀行券、「B」標券及上陸港で交換せし現金を合計して前記2a(1)項の制限額を超過せざる額は携行を許可せらる。

(2) 日本に持參せし朝鮮銀行券、臺灣銀行券及滿洲中央銀行券を含む全ての外國貨幣の交換は出來ない。但し制限額以内の交換は差支なし。

此の如き現金で日本に持參せられたるものは各人に受領證を交付して安全なる保管所に收納する。其の取扱に就ては後日聯合

軍最高司令官より指示せられる。

左記事項は最高司令官の覺書第三項。

書類番號 AG

一九四五年十二月十三日(一)

a 支拂に關する件」の訂正又は廢止を意味するものではない。

- (1) 日本内地、朝鮮、臺灣、關東洲及北支に於て日本圓にて預金し  
ある日本郵便貯金の通帳
- (2) 郵便保險證券(郵便年金證券及證書を含む)及日本の會社で發  
行せる保險證券
- (3) 日本地内地の金融機關で發行せる通帳
- (4) 陸軍及海軍野戰郵便局の通帳
- (5) 支那に於ける横濱正金銀行が圓貨の拂込みに依て支那よりの引  
揚者に對して發行せし圓貨支拂の送金證書。但し各入の携帶す

る送金證書の全金額が圓貨、爲替及或は一又は二日本政府公債等に加へて前記2、(1)項の規定額を超過することは出來ない。所有者のみに有用なる私有物及衣服を携帶することを許可せり。

これは各人が一度に携帶し得る量を限度とする。

(1)左記は各人に受領證を交付して取上げ上。

(2)現金の總額又は現金或は兩替證券、送金證書及日本政府の保證するものを合したるもの。

14

1044